

浄化槽リノベーション推進検討会ヒヤリング意見書

特定非営利活動法人

浄化槽ナビゲータ認証機構

理事長 松田 従三

○団体の概要

別紙資料のとおり

○「浄化槽法の一部を改定する法律」の施行に関する意見

- ・ 法第11条の二 浄化槽管理者における浄化槽の使用の休止の届出にあたって環境保全上必要な措置として休止前の清掃記録の添付及び使用再開時の保守点検記録の添付を義務化し当該業者の証明が明記されることにより不適切な処置による浄化槽の使用を防止するためには必要不可欠と考えられる。
- ・ 第二節 公共浄化槽法第12条の十四 料金を条例で定めると当該業者は条例で定められた料金を超えることができないことになり、既存の料金との間に格差が生じることが想定される。事前に当該業者と協議し適正な料金化を図る必要があると考えられる。
- ・ 法第9条 浄化槽台帳の作成にあたっては当該市町村に設置されている浄化槽（みなし浄化槽を含む）は概ね当該許可業者（以下「清掃業者」という。）によって清掃行為が行われている。ゆえに清掃業者と連携し既存の浄化槽台帳との整合を図ることにより特定既存単独処理浄化槽を包括的に捉えることができ、かつ清掃業者に月次報告の義務を課すことにより当該市町村の浄化槽台帳が常に最新の情報に更新されることとなる。

国及び都道府県並びに市町村との間において情報の統合化が必要となるが浄化槽台帳の整備にあたっては都道府県の責務において市町村にその事務を委託することができ得ることとし、委託された市町村は情報の電子化に努めることで災害時においても迅速な対応を可能にすることができる。

情報の共有化については指定検査機関や都道府県及び市町村が設置する協議会並びに市町村から委ねられた浄化槽台帳の情報を管理する組織において活用されるべきであり、一部の機関や組織のみが主体となった浄化槽台帳の整備・管理は改正前の現況となんら変わらないものである。

情報の統合化を図るうえにおいてはどこまでの情報が必要となるのか精査する必要がある。ビッグデータは集約することが目的ではなく集約された情報を各方面で生かされる仕組み（各々にフィードバック）にすることが重要であり、電子化やシステム化の意義が生まれ改正法の理念、運用を成すことができると考えられる。

- ・ 法第48条 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保については管理士資格取得年月日を踏まえ再教育、質の向上へと繋がるような研修が望まれる。事務的な研修で終わることなく実のある研修にするため目的や意義を明確に示す必要があり、業の更新時に第三者機関の研修を必須項目として未研修者には罰則規定を設ける等検討すべきであると考えられる。

最後に改正法の施行においては都道府県及び市町村の連携と改正法に伴う条例改正が重要であることを申し添える。

設立趣旨

私たちの住む地球が「水の惑星」と呼ばれるのは、地球が太陽系で唯一水に覆われた惑星であるというだけでなく、水の存在こそが生命の源泉であり、文化の根源となっているからです。また、21世紀は「環境の世紀」「水の世紀」ともいわれますが、地球温暖化や水域汚染、世界的な水不足は深刻の度を増すばかりです。比較的水資源に恵まれた日本においても、ダムから都市へ水を引き、使った水や降った雨はまとめて下流へ流すという手法の見直しが求められています。汚水処理の人口普及率（平成17年度末現在）は、全国では81%ですが、人口5万人未満の市町村では63%にとどまり、私たちの暮らしそのものが水環境に負荷をもたらしている問題も、未だに解決されていません。

この美しい地球と古里を守るためには、住民や行政の、企業、研究機関などが技術と知恵を結集して、健全な水環境と完全な生活排水処理システムを構築することが重要です。特に、日本が生んだ優れた生活排水処理技術である浄化槽システムは、「環境の世紀」にふさわしいライフスタイルやまちづくりを進める上で、有効な手法といえます。一方で、浄化槽システムの設置、管理、清掃に関する技術上の問題やユーザである住民・消費者に対する説明や情報不足から、本来の機能が十分発揮されないという実態も一部に見られます。

特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構は、浄化槽システムに関わる優れた技術・商品・サービスを評価認証することによって、関連する事業者の技術・サービス・経営の質的向上を促し、浄化槽システムの適正な運営と普及の基盤づくりを目指します。住民・消費者に対しては、浄化槽システムの正しい利用法について啓発することで、環境にやさしい「水と緑と暮らしの実感型」のライフスタイルの定着を図ります。地方自治体に対しては、PFIなど新しい手法を活用した財政支出効果の高い浄化槽システム普及整備を支援します。また、浄化槽システムの海外への技術移転や国際貢献を促すと同時に、新しい公共政策や国際化にも対応した人材の育成を目的とするものです。

浄化槽ナビゲータ認証機構について

浄化槽システムに関わる技術・サービス・製品の評価認証という新しい切り口から浄化槽システムの普及を目指そうと、産学官民の連携により2007年8月に発足した特定非営利活動(NPO)法人です。優良品業者の育成、技術振興と併せて、PFIなど新しい手法による水環境保全のまちづくり支援や、浄化槽システムの海外への技術移転や国際貢献事業の推進などにも取り組んでいます。

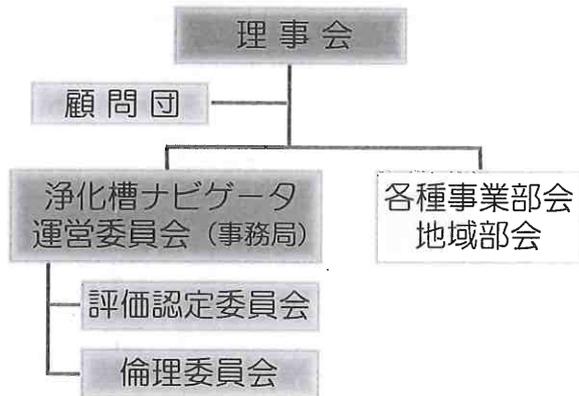
主な事業は右のとおりです。

- 生活排水処理に関する優れた技術、製品、サービスの評価認証
- まちづくりや暮らしの向上につながる浄化槽システムの普及啓発
- 浄化槽システムを活用するための人材育成と、事業経営や自治体行政の支援
- 浄化槽システムの海外への技術移転や国際貢献事業の支援
- 水環境保全に関する産学官民のネットワーク形成

公正・中立・厳格な第三者評価

浄化槽ナビゲータ認証登録制度は、公正・中立・厳格な第三者評価を基本原則として、次のような運営体制をとっています。

- ①認証登録は、「浄化槽ナビゲータ認証登録実施要領」に基づいて運営され、浄化槽ナビゲータ認証機構の理事長から委嘱された委員で構成される運営委員会が指針や諸規定を策定します。
- ②認証登録の可否、審査員の資格認定は、環境全般や浄化槽システムに関する学識者、専門家、行政・ユーザ・関連産業界の代表者らで構成する評価認定委員会が行います。
- ③実地調査などを通じて認証登録のベースとなる審査を行う審査員については、専門的な知識・経験とともに高い倫理性が求められることから、倫理委員会がその適格性を随時チェックし、必要に応じて審査員資格の一時停止や資格取り消しなどの措置を取ります。



- 運営委員会は、浄化槽ナビゲータ機構認証登録制度実施要領など、本制度の運営に関する重要事項を審議します。
- 評価認定委員会は、事業者の認証登録の可否の判定について審議します。
- 倫理委員会は、審査員資格の一時停止や審査員資格の取り消しなどの審議を行います。
- 顧問団は、機構の運営全般について助言・指導に当たります。